

保育三団体協議会

平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望 とりまとめ・提出について

この度、保育三団体による共同の平成30年度へ向けた予算、制度要望が別添のようにとりまとめられ、先般6月26日に塩崎恭久 厚生労働大臣並びに加藤勝信 内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)宛てに提出しました。各団体の代表より要望の趣旨等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の吉田局長に対して、また内閣府子ども・子育て本部 中島審議官へ説明が行われ、要請がなされました。同三団体協議会では引き続き、保育制度施策の状況を検証、検討しながら、課題の整理と協議を行っていく予定です。

《厚生労働省への手交》



《内閣府への手交》



* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。
FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp

平成29年6月26日

平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 小林 公正
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

我が国の少子高齢化の進行は、人口減少の時代に突入するなどこれまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成25年4月の「待機児童解消加速化プラン」、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行により、特に保育の受け皿確保は急速な拡充が図られてきましたが、一方で人口減少地域での保育の確保も大きな課題となっています。

現場の担い手である保育士の確保や、保育の質の確保については、その本質を捉えた更なる議論と早急な対策が必要です。「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、更なる「量的拡充」と「質の向上」が望まれています。

日本の将来を担うすべての子どもにとってよりよい成育環境の向上と、家庭や地域における子育て支援の推進のため、さらに保育所並びに認定こども園の質や機能の向上に向けて、今般の「子育て安心プラン」も見据えた安定的な財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進を求め、以下について要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

また、「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の更なる改善を図るとともに、以下の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤(正規)職員配置の改善
- 1歳児の職員配置を改善 (6:1→5:1)
- 4・5歳児の職員配置を改善 (30:1→25:1)

- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から保育所等の栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等のキャリアアップのための研修の実施に当たっては、研修の受講状況等を十分勘案し、研修要件の一定程度の経過措置を設けることや更なる研修機会の確保を図る措置が必要不可欠と考えます。

2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確かなものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

3. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

4. 乳幼児期の教育・保育の無償化について

乳幼児期の教育・保育の無償化には、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源が必要です。

5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体(市町村等)の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

6. 子ども・子育て支援新制度の見直しに向けた対応について

新制度施行に当たっての特例制度や新制度施行後の検討に当たっては、保育団体の意見などを十分聞いていただくことを要望します。

7. 税制改正に関する要望について

待機児童解消のため、保育所等の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税(相続税を含む。)を減免・免除することを要望します。